

日本医科大学武蔵小杉病院入院患者面会者規約

(目的)

第 1 条 この規約は、日本医科大学武蔵小杉病院の入院患者への面会について必要な事項を定め、もって入院患者の療養生活の質向上および尊厳の保持に資するのみならず、円滑な退院支援を行い、治療療養意欲向上等を図ることを目的とする。

(面会時間)

第 2 条 面会時間は 14時から17時までとし、1回の面会時間は20分間までとする。ただし、急を要する場合であって、当該入院患者の担当医、看護師長またはそれらに準ずる職員が認める場合はその限りではない。

(面会者の遵守事項)

第 3 条 入院患者に面会する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、他の患者、職員等に迷惑を及ぼさないよう努めること。
 - (2) 面会は、努めて短時間に行い、かつ、第2条の面会時間内に行うこと。
 - (3) 見舞品として飲食物を授与しようとするときは、あらかじめ、担当医、看護師長またはそれらに準ずる職員の許可を受けること。また、生植物を持ち込まないこと。
 - (4) 面会許可証を職員が見やすいように着用すること。
 - (5) 面会する者は不織布マスクを装着し、面会前に流水と石鹼による手洗いまたは手指消毒剤による手指消毒を行って入室すること。
 - (6) 面会場所は、病室内、デイルームとする。
 - (7) 病室内、デイルームでの飲食は行わないこと。
 - (8) 面会する者は中学生以上の者とし、1回の面会につき2人までとする。
- 2 入院患者に面会する者は、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 酒気を帯びて面会すること。また病院敷地内での飲酒は行わないこと
 - (2) 面会中に喫煙すること。また病院敷地内での喫煙は行わないこと。
 - (3) その他公序良俗に反する行為は行わないこと。
- 3 担当医、看護師長またはそれらに準ずる職員は、入院患者に面会する者が前1項または前2項の定めに違反し、又はそのおそれがあると認めるときは、直ちにその面会を中止させることができる。

(面会の制限)

第 4 条 面会の制限は次の各号に掲げるとおりとする

- (1) 担当医が患者の病状を鑑みて、医学的見地から面会を行う事が不適切と判断した場合。

- (2) 面会する者が、「院内感染対策のための面会時体調確認用紙」に記載した内容より、医学的見地から面会を行う事が不適切と判断した場合。
- (3) 入院患者が入院している病棟で感染症の集団発生が起きた場合。
- (4) 周辺地域における新興感染症等の発生状況により、病院が面会制限の必要性を判断した場合。
- (5) 本規約に定められるものの他、相当の理由があると認めるときは、直ちに面会を中止させ、又は面会を拒否することができる。

(周知方法)

第 5 条 本規約は次の各号に掲げる方法によって患者、家族等の面会者に周知を行う。

- (1) 入院時の説明
- (2) 院内掲示
- (3) 病院ホームページ

(保存)

第 6 条 面会時に面会する者が記載した書類の保存方法等については、日本医科大学武蔵小杉病院の文書管理規定の定めによる。

(改廃)

第 7 条 この規約の改廃は、院長の決裁を必要とする。

付則

この規約は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。